

男性の育休取得を推進！「他社に勤務している夫」の取得もサポート！

『パートナー産後レスキュー制度』（頼れる夫の愛妻手当）

取るだけ育休による離婚危機を防ぎ、出産女性の早期回復を応援します！



えびの電子工業株式会社（代表取締役社長 津曲慎哉 つまがりしんや）と申します。弊社は、「自社のブランドは優秀な社員」と言えることを目指して、『地元で家族と自分らしく』をテーマに掲げて、積極的にジェンダー平等に基づく働き方改革やキャリア支援の推進を行っています。この度、宮崎県による「合計特殊出生 日本一挑戦プロジェクト」による少子化対策を受けまして、新たに2024年4月より「男性育休の取得率向上」への取組を行います。

『パートナー産後レスキュー制度』（通称：頼れる夫の愛妻手当）
～夫の産後レスキューにより、男女とも産休1カ月分の給与を10割補填～

身を削る出産の直後から、睡眠不足で赤ちゃんへ授乳を行う新生児育児は、頼れる旦那の出番！出産前からの計画的な学びと準備、夫婦間での会話が必要です。病院や宮崎県助産師会などにて開催される「両親学級」へ夫婦で参加、女性社員の夫（他社に勤務の男性）も巻き込みながら子育て支援を行います。

実際に、夫が産後レスキューを1カ月以上実践した場合には、妻の『産後の早期回復』や『産後うつ防止』、そして『スムーズな職場復帰』が可能となり、共働き家庭の家計にも貢献！更には、夫の父性が目覚めるとワンオペ育児からファミリー育児に！第2子以降が出生する可能性の大幅UPが期待できます。

家庭で活躍して幸せを満喫するお父さんは、会社でも活躍して組織を支えられる『家族と仲間から慕われる人材』である、との考えに基づいた支援です。つきましては、ぜひ貴番組・貴紙にて取材を頂けますよう、お願いいたします。

1.【ターゲット】「地元 10～40 代の若者・結婚&子育て世代」

家庭や趣味を大切に、地元で長く働きたい方に好評（UIJ ターン歓迎！）

2.【コンセプト】「価値」×「会社」

地元で家族と自分らしく（社員と家庭が元気でこそ、会社も元気になる！）

3.【強み】「ライフステージに合わせた、自分らしい働き方」

パートも社員も社長でも（100 人いれば 100 通り、柔軟な働き方が可能！）

4.【リリースのポイント3つ】

①『夫は頼れる一生のパートナー』～レスキューを通じて家族の幸せを満喫～



- ・男女平等、女性社員（他社在籍の夫が取得）にも補填
- ・妻のピンチは夫の出番、里帰り出産にも同伴が条件！
- ・夫の子育て時間が長い程、2 人目以降が生まれやすい（資料①休日の男性育児時間別 2 人目以降の出産状況）

②『事前準備が家庭を救う！』～取るだけ育休とワンオペ育児防止の解決法～



- ・「生まれてから」では遅すぎる！夫婦で両親学級へ参加
- ・申請書には参加記録とレスキュー内容の記載が必須
- ・死ぬまで言われる『出産時あなたは●●で遊んでた』妻の愛情は夫の行動次第！（資料②女性の愛情曲線）

③『産後うつと自殺を防ぐ』～睡眠不足が最大の敵、仕事の方が楽だった～



- ・出産後 1 年未満の死因 1 位は自殺、夫もうつに要注意！（資料③-1 母親の産後うつ、③-2 父・母・世帯の割合）
- ・妻は夫のサポートで心身の回復に努める、夫もレスキューが辛ければ、分割取得や時短勤務で働きながら救助！

5.【会社としての目標&夢】

えびの電子工業は、社員全員が仕事と子育てを楽しみながら、元気に地元で暮らし続ける事により、『地元と共に成長と発展を続ける 100 年企業』を目指しています。これからも家族やプライベートを大切に、元気に長く働きやすい「助け合いの職場づくり」の取り組みを継続して参ります！（おかげさまで、来年 2025 年 11 月に創業 50 周年を迎えます。）

えびの電子工業株式会社 会社概要

宮崎県に5ヶ所、鹿児島県に1ヶ所の生産工場を所有。大手メーカーの協力企業として電子部品や自動車部品の製造、独自に生産工場向けの自動生産マシンやソフトウェアの開発と販売。男性215名・女性410名、計625名。

■代表者 津曲慎哉 プロフィール



生年月日：1980年4月14日、満43歳、男性
出身地：宮崎県えびの市 男性の育休取得経験あり
学歴：中華人民共和国 上海外国語大学 卒業
資格：働き方改革アドバイザー、コーチングアドバイザー
職歴：半導体商社営業 → 星野リゾート → 現在

■会社の沿革

- ・1975年11月 津曲洋一により創業（宮崎県えびの市）
- ・1983年07月 小林工場を開設（宮崎県小林市）
- ・1985年03月 開発部門を設立（省力化機器・ソフトウェア）
- ・1995年04月 都北工場を開設（宮崎県都城市）
- ・1997年11月 早鈴工場を開設（宮崎県都城市）
- ・2007年09月 三股工場を開設（宮崎県三股町）
- ・2015年10月 湧水工場を開設（鹿児島県湧水町）
- ・2021年04月 津曲慎哉が二代目社長に就任

■その他（近年の認定や表彰など）

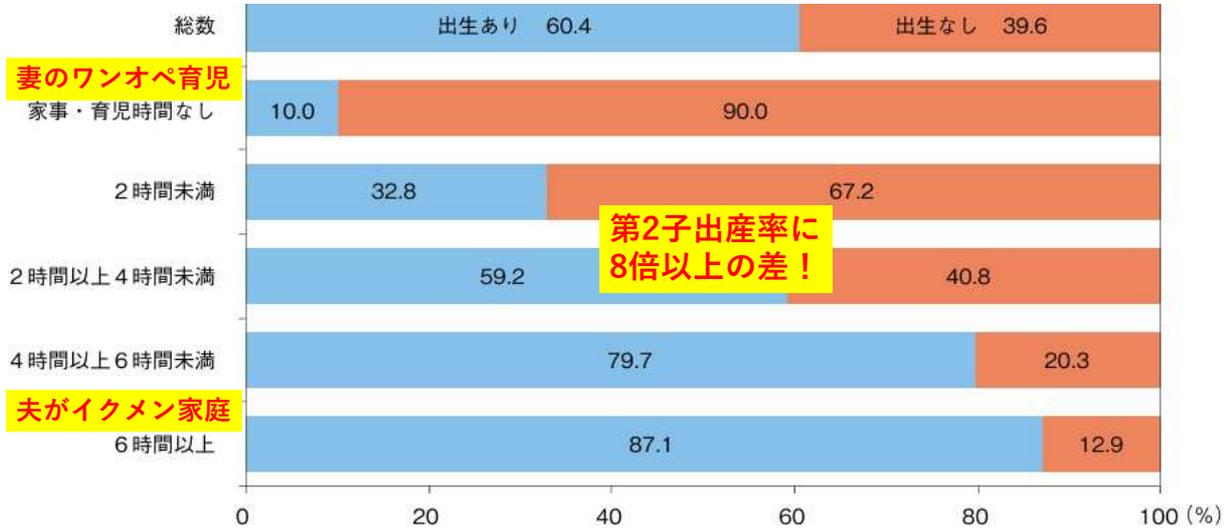
- ・2016年09月 宮崎県知事表彰 「優秀健康長寿推進企業」
- ・2019年12月 宮崎県知事認定 「働きやすい職場『ひなたの極み』」
- ・2020年10月 経済産業大臣選定 「地域未来牽引企業」
- ・2020年11月 宮崎県知事表彰 「未来みやざき子育て表彰」
- ・2021年01月 鹿児島県知事認定 「かごしま『働き方改革』推進企業」
- ・2021年04月 将来世代応援知事同盟 「将来世代応援企業賞」
- ・2022年05月 宮崎県知事表彰 「男女共同参画功労賞」
- ・2023年01月 厚生労働大臣表彰 「グッドキャリア企業アワード大賞」
- ・2023年09月 厚生労働大臣認定 「子育てサポート優良企業+」
厚生労働大臣認定 「女性の活躍推進優良企業」

<資料に関してのお問合せ先>

えびの電子工業株式会社 経営管理部：津曲・小倉・山本
電話：0984-27-3032（携帯 080-9052-6555）FAX：0984-27-3203
Mail：s-tsumagari@ebinodensi.co.jp HP：http://www.ebinodensi.co.jp/
本社住所 〒889-4304 宮崎県えびの市大字上江670番地

参考資料① 夫の休日における育児時間別にみた、第2子以降の出産状況

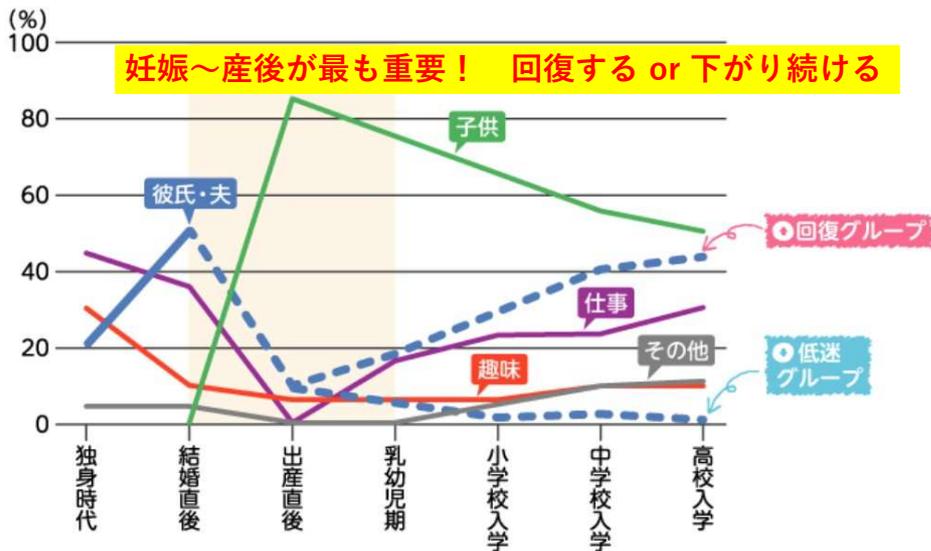
出典：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2019



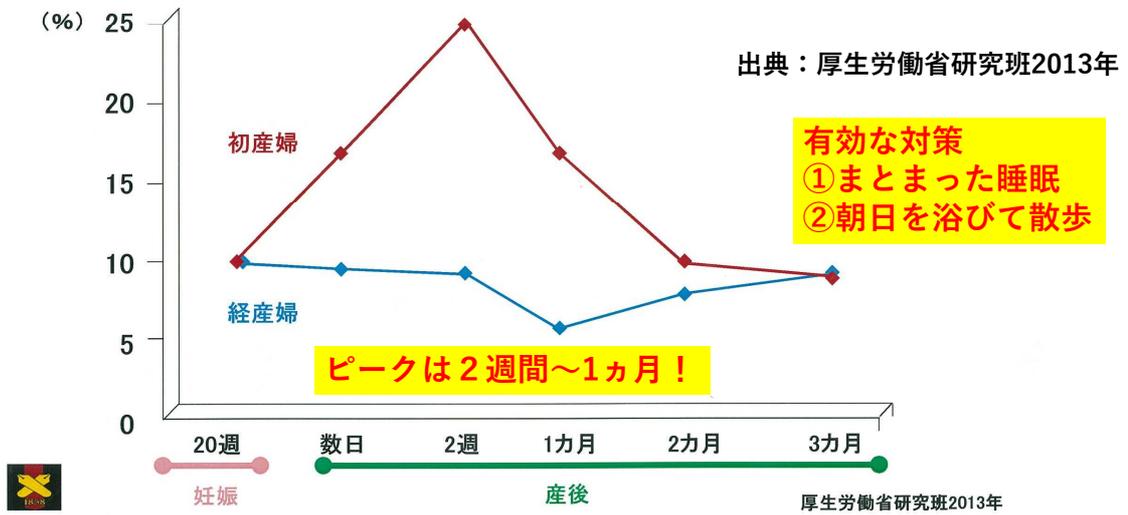
参考資料② 夫婦の愛情曲線

グラフ：東レ経営研究所 渥美由喜様

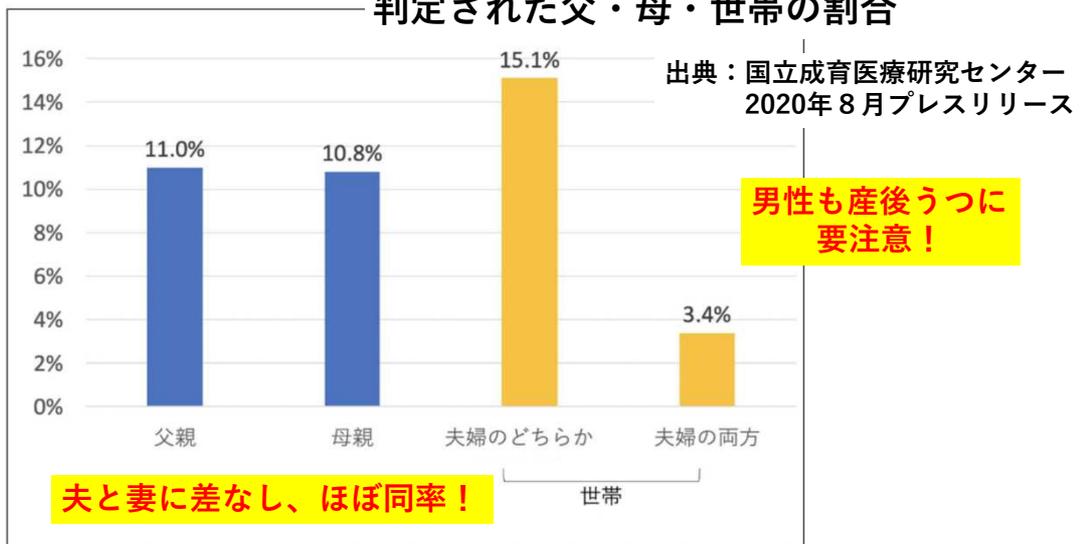
出典：パパとママが描く みらい手帳web版



参考資料③ - 1 母親の産前・産後うつ病
EPDS (エジンバラ産後うつ病調査票)



参考資料③ - 2 生後1歳未満の子どもを育てる夫婦における、
中程度以上のメンタルヘルスの不調のリスクありと
判定された父・母・世帯の割合



パートナー産後レスキュー規定

(目的)

第1条 この規定は、社員の幸せを願い、男性の取得し易さの向上や女性の育児に対する不公平感の解消、更には取るだけ育休による離婚危機の回避など下記の各項目を目的として、会社の支援を定めたものである。

- 1 夫は、「頼れる一生のパートナー」として「でっかい赤ちゃん」になる事なく、妻へのレスキューに励むことを通じて、家族の幸せを満喫すること。
- 2 妻は、出産前から計画的に夫へ相談や家事の引継ぎを行い、最低でも産後一カ月間は夫のサポートを遠慮なく積極的に借りて、心身ともに早期回復に努めること。
- 3 夫は、出産前から積極的に事前学習や妻との会話から学びを深め、身を削る出産後も睡眠不足で授乳を行う妻の産後回復期をよく救って、「妻の産後うつ」を防ぐこと。同時に、自らも「夫の産休うつ」にならずにレスキューを務めあげること。

(対象者)

第2条 えびの電子工業株式会社に在籍する男性従業員及び女性従業員で、パートナーとの間に子供を授かり出産を迎える者（事実婚含む）

(要件)

第3条 この規定の対象者は、以下の各項の要件を満たすものとする。

- 1 本人(夫)もしくは他社在籍のパートナー(夫)が、妻の出産直後から28日間の産後パパ育休を取得する予定をたてていること。(2週間ずつの分割取得も可とする)
- 2 出産前に夫婦で「両親学級」へ参加していること。
- 3 パパ育休による産後レスキューの内容を夫婦で協議のうえ、事前に申請書を提出すること。
- 4 出産後、夫が実際に産後パパ育休を28日間取得してレスキューを行うこと。里帰り出産でも帯同してレスキューを行うこと。

(会社への報告・対応)

第4条 本制度を申請し、以下の状況となった場合は、会社へ報告し対応を求めることとする。

- 1 夫が「取るだけ育休」となり妻の産後回復に有害となった場合は、妻は速やかに夫の会社へ報告を行い職場復帰を求めること。
- 2 妻や夫が「産後うつ」となった場合は、産業医や専門医へ受診を行い療養に努めること。夫に、産後パパ育休の中断による職場復帰などが必要な場合は、会社へと連絡を行い、最善の対処について協議検討して行うものとする。

(パートナー産後レスキュー手当)

第5条 会社は、男性(他社パートナー含む)及び女性の育児休暇取得を積極的に推進し、前条の該当者にパートナー産後レスキュー手当を支給するものとする。

(支給内容)

第6条 パートナー産後レスキュー手当は、一月分の給与の 1/3 を給与と給付金の差額として補填し、補填する期間は1ヵ月とする。

2 同手当は所得税の課税扱いとし、夏もしくは冬の賞与に加算して支払うものとする。

(対象期間)

第7条 本規定は、時限的制度とし、2024年4月から2025年3月までに育児休業を取得した者に限るものとする。

(支給手続き)

第8条 第3条の要件を満たし、パートナー産後レスキュー手当を受給しようとする者は、別に定める「パートナー産後レスキュー手当申請書」を必要書類と併せて、所属長を経由して総務部に提出しなければならない。

(不正支給)

第9条 パートナー産後レスキュー手当の支給が故意に基づく場合にはこれを取り消し、既に支給した分を返納させ懲戒の対象とする。

本規定は令和06年04月01日より実施

パートナー産後レスキュー手当申請書
(頼れる夫の愛妻手当)

工場		社員番号		氏名	
所属					

下記の通り、妻が出産する私、あるいは出産する私の夫（他社勤務を含む）が、男性の育児休業の取得を予定しています。ここに「両親学級」へ参加した記録とレスキューの予定内容を添えて、パートナー産後レスキュー手当の事前申し込みをいたします。

育児取得者	① 本人 ② 配偶者の場合 配偶者氏名： 配偶者在籍会社：				
取得期間	令和 年 月 日 令和 年 月 日				
両親学級	参加場所：		講座名：		
	理解度確認 チェック	<input type="checkbox"/> 女性の産後回復期 <input type="checkbox"/> 父親の育休うつ <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 母親の産後うつ <input type="checkbox"/> 妻の愛情曲線	<input type="checkbox"/> 乳児のお世話 <input type="checkbox"/> 妻の復帰計画(共働き)	
夫婦の 約束事	(育児中に夫が行うレスキュー内容について記入をお願いします)				
✓本制度は、2024年4月～2025年3月までの時限的制度とし、2025年3月末までに育児休業を取得したものに限り。 ✓本制度は、1ヵ月分の給与の1/3を給付金との差額として1ヵ月分補填するものとする。 ✓パートナー産後レスキュー手当の支給は賞与に加算して支払うものとする。 ✓配偶者が育児休業取得の場合は、育休取得が判る書面等を添付すること。					

工場長/事業部長	所属長	製造事務	総務

※以下は総務部記入欄

項目	金額	賞与支払い月
パートナー産後レスキュー手当	円	月